国際私法 概観

	章	節	条項	単位法律関係	連結点(準拠法)	(法例)	
法律の適用に関する通則法	総則		§1	(趣旨)			
	通則		§2	(法律の施行期日)		§1	
			§3	(法律と同一の効力を有する慣習)		§2	
	準拠法に関する通則	人	§4-1	(人の行為能力)	本国法	§3-1	国際私法(各論)
			§4-2	(〃)(内国取引保護)		§3-2	
			§4-3	(〃)(内国取引保護)(適用除外)		§3-3	
			§5	(後見・保佐・保助開始の原因)	有 住所・居所・日本国籍－日本法	§4,5	
			§6	(失踪宣告)		§6	
		法律行為	§7	(法律行為の成立・効力)	法律行為時の選択地法	§7	
			§8-1	(〃)(選択がない場合)	最密接関係地法	§7,9	
			§8-2	(〃)(選択がない場合)(一方的給付)	最密接関係地法(←給付者の常居所地法) 〃 (←事業所の所在地法)	§7,9	
			§8-3	(〃)(選択がない場合)(不動産給付)	最密接関係地法(←不動産の所在地法)	§7,9	
			§9	(法律行為の成立・効力)(当事者による変更)		—	
			§10	(法律行為の方式)		§8	
			§11	(消費者契約の特例)		—	
			§12	(労働契約の特例)		—	
		物権	§13-1	(物権・登記すべき権利)(効力)	目的物の所在地法	§10-1	
			§13-2	(〃)(成立・消滅)	原因事実当時の目的物の所在地法	§10-2	
		債権	§14	(事務管理・不当利得債権の成立・効力)	原因事実の発生地法	§11	
			§15	(〃)(例外)(密接関係地がある場合)	最密接関係地法		
			§16	(〃)(当事者による変更)			
			§17	(不法行為債権の成立・効力)	結果発生地法	§11-1	
			§18本	(〃)(生産物責任の特例)	引渡地法	—	
			§18但	(〃)(〃)	引渡地法	—	
			§19	(〃)(名誉又は信用の毀損の特例)	被害者の常居所地法	—	
			§20	(〃)(前3条の例外)(密接関係地がある場合)	最密接関係地法	—	
			§21	(〃)(当事者による変更)			
			§22	(〃)(公序による制限)		§11-2	
			§23	債権譲渡(第三者に対する効力)	譲渡債権につき適用すべき法	§12	
		親族	§24-1	(婚姻)(成立)(実質的成立要件)	各当事者の本国法 (配分的適用)	§13-1	
			§24-2	(〃)(〃)(形式的成立要件)(方式)	挙行地法 (下との選択的適用)	§13-2	
			§24-3本	(〃)(〃)(〃)(〃)	一方当事者の本国法(上との選択的適用)	§13-3	
			§24-3但	(〃)(〃)(〃)(〃)(適用除外)	日本が挙行地 + 一方が日本人	§13-3	
			§25	(〃)(効力)(※ 除－扶養義務)	①夫婦の同一本国法 ②同一常居所地法 ③最密接関係地法 (段階的適用)	§14	
			§26-1	(〃)(〃)(夫婦財産制)	〃 (§25準用)	§15	
			§26-2	(〃)(〃)(〃)(例外)	夫婦の選択地法		
			§27	(〃)(〃)(離婚)	①夫婦の同一本国法 ②同一常居所地法 ③最密接関係地法 (段階的適用)	§16	
			§28	(親子)(実子)(嫡出親子関係)(成立)(実質要件)	夫婦の本国法(選択的適用)	§17	
			§29	(〃)(〃)(非嫡出親子関係)(〃)(〃)	①父との関係－出生時の父の本国法 ③母との関係－出生時の母の本国法	§18	
			§30	(〃)(〃)(〃)(準正) (〃)(〃)	準正時の父・母の本国法	§19	
			§31-1	(〃)(養子)(親子関係) (〃)(〃)	養親の本国法	§20	
			§31-2	(〃)(効力)(離縁)	〃	§20	
			§32	(〃)(効力)(一般)	①子の本国法 ③子の常居所地法	§21	
			§33	(親族関係)(効力)	当事者の本国法	§22	
			§34	(親族)(成立)(形式要件)(方式)	①成立に適用すべき法 ③行為地法 (選択的適用)	§23	
			§35	(後見等)		§24,25	
		相続	§36	(相続)	被相続人の本国法	§26	
			§37-1	(遺言の成立・効力)	遺言者の本国法	§27-1	
			§37-2	(遺言の取消)	取消時の遺言者の本国法	§27-2	

国際私法 概観

章	節	条項	単位法律関係	連結点(準拠法)	(法例)	
	補則	§38-1	(本国法)(重国籍者)	①常居所を有する国の法 ②最密接関係地法　(段階的適用)	§28-1	国際私法(総論)
		§38-2	(本国法)(無国籍者)	常居所地法		
		§38-3	(地域的不統一法国)	①国の規則で指定される法 ②最密接関係地法　(段階的適用)		
		§39本	(常居所が知れない場合)	居所地法	§30本	
		§39但	(　〃　)(適用除外)		§30但	
		§40-1	(人的不統一法国)	①国の規則で指定される法 ②最密接関係地法　(段階的適用)	§31-1	
		§40-2	(　〃　)(準用)	①常居所地法 ②最密接関係地法　(段階的適用)	§31-2	
		§41	(反致)		§32	
		§42	(公序則)		§33	
		§43	(扶養義務･遺言方式の適用除外)		§34	

遺言の方式準拠法

条項	単位法律関係
§1	(趣旨)
§2	(方式)
§3	(方式)(遺言の取消)
§4	(共同遺言)
§5	(方式の範囲)
§6	(本国法)
§7	(住所地法)
§8	(公序)

扶養義務の準拠法（略）

条理によって認められるもの

単位法律関係	連結点
法人の設立～消滅	設立準拠法
船舶･航空機の物権	旗国法(登録国法)
輸送中の物の物権	仕向地法
法定担保物権(成立)	①目的物所在地法 ②被担保債権の準拠法(累積的適用)
法定担保物権(効力)	目的物所在地法
債権質	被担保債権の準拠法
船舶衝突による法定債権	両船舶の旗国法(累積的適用)
製造物責任	市場地法
代理における本人と相手方の関係	授権行為の準拠法
債権者代位権･取消権･相殺権	関係２権利の準拠法(累積的適用)
氏名	本人の本国法

国際私法(各論)